

株 主 各 位

名古屋市中区東桜二丁目18番31号
リゾートトラスト株式会社
代表取締役社長 伊 藤 勝 康

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使されます場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）により議決権を行使されます場合】

パソコンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、お手続きに際し、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（55頁）を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区錦一丁目19番30号
名古屋観光ホテル 3階 「那古の間」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第42期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）13名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ① 書面（議決権行使書）により議決権を複数回行使されました場合は、最後に到着したものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- ② 電磁的方法（インターネット）により議決権を複数回行使されました場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- ③ 電磁的方法（インターネット）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使されました場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 受付開始時刻は、午前9時15分でございます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使されます場合は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご了承ください。
 - ◎ 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.resorttrust.co.jp/>）に掲載していますので、本冊子には、記載していません。会計監査人、監査役会が監査した連結計算書類、計算書類は、本冊子に記載の各書類のほか、上記ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.resorttrust.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
 - ◎ 株主総会にご出席の株主には、受付時に粗品を進呈いたします。なお、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主1名につき1個限りとさせていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費増税や円安に伴う物価上昇、天候不順等により個人消費の回復ペースは緩慢であったものの、企業業績・雇用情勢の改善などにより緩やかな回復基調が続きました。

こうした中、当社グループの状況は、平成26年10月に米国ハワイ州の高級リゾート「ザ・カハラ・ホテル&リゾート」を取得し、ホテル事業において初の海外事業展開を果たしたことに伴い、当該ホテルの取得関連費用がかかったほか、未開業ホテルの「エクシブ鳥羽別邸」や「エクシブ湯河原離宮」のホテル会員権収益の一部が開業まで繰延べられる一方で、当初想定していた消費税増税前の駆け込み需要の反動による消費の落ち込みの影響が一定程度に収まったこと、及びメディカル事業の拡大によりハイメディック会員やシニアレジデンスの入居者が増加したことに加え、営業外収益において為替差益などを計上しました。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の状況は、売上高120,401百万円(前期比3.1%増)、営業利益16,041百万円(同5.6%増)、経常利益20,206百万円(同20.1%増)、当期純利益11,851百万円(同35.7%増)と売上高、各利益とも過去最高を更新し、増収増益となりました。

(注) 当連結会計年度より会計方針の変更を行っているため、対前期比増減率は遡及修正後の数値を用いて算出しております。

② 事業別概況

企業集団の事業セグメント別売上状況

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		前期比増減率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
会 員 権 事 業	36,274	31.1%	33,590	27.9%	△7.4%
ホテルレストラン等事業	62,303	53.3	65,462	54.4	5.1
メ デ ィ カ ル 事 業	17,341	14.8	19,746	16.4	13.9
そ の 他	904	0.8	1,602	1.3	77.2
合 計	116,824	100.0	120,401	100.0	3.1

(注) 1. 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

2. 当連結会計年度より、組織変更に伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「会員権事業」、「ホテルレストラン等事業」、「ゴルフ事業」及び「メディカル事業」の4つから、「会員権事業」、「ホテルレストラン等事業」及び「メディカル事業」の3つに変更しております。従来「ゴルフ事業」に含めておりましたゴルフ場のレストラン及びホテルに付帯したゴルフ場については「ホテルレストラン等事業」へ含め、ゴルフ場会員権及びゴルフ事業子会社のゴルフ場については「会員権事業」に含めております。
- なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

<会員権事業>

会員権事業におきましては、ホテル会員権の販売が順調に推移した一方で、未開業ホテル「エクシブ鳥羽別邸（平成28年3月開業予定）」や「エクシブ湯河原離宮（平成29年3月開業予定）」の会員権収益の一部が開業まで繰り延べられたことなどにより、会員権事業全体として売上高33,590百万円（前期比7.4%減）、営業利益6,230百万円（同0.3%減）となりました。

<ホテルレストラン等事業>

ホテルレストラン等事業におきましては、前期にサンメンバーズリゾート施設「リゾートピア箱根」がリニューアルオープンし、またホテルトラスティ7施設目となる「ホテルトラスティ金沢 香林坊」が新規開業したことで開業関連費用がかかったのに対し、当期はこれらのホテルが収益寄与した一方で、平成26年10月に取得した米国ハワイ州の高級リゾート「ザ・カハラ・ホテル&リゾート」に係る取得関連費用を計上したことなどにより、ホテルレストラン等事業全体として売上高65,462百万円（前期比5.1%増）、営業利益4,906百万円（同0.5%減）となりました。

<メディカル事業>

メディカル事業におきましては、シニアライフ事業の拡大により売上高が増加したほか、会員数の増加に伴い年会費収入が増加したことなどにより、メディカル事業全体として売上高19,746百万円（前期比13.9%増）、営業利益4,287百万円（同14.2%増）となりました。

<その他>

その他におきましては、オフィスビルの賃貸料収入が増加したことなどにより、その他全体として売上高1,602百万円（前期比77.2%増）、営業利益617百万円（同143.8%増）となりました。

(注) 当連結会計年度より会計方針の変更を行っているため、対前期比増減率は遡及修正後の数値を用いて算出しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、会員制リゾートホテル建設など生産設備の増強、既存施設の修繕などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は40,192百万円であります。その主なものは既存施設の修繕のほか、ホテルレストラン等事業において、米国ハワイ州の高級リゾート「ザ・カハラ・ホテル&リゾート」を取得したことなどに伴う有形・無形固定資産の取得によるものであります。なお、これらの設備投資に必要な資金は自己資金及び借入金等によって賄っております。

(3) 資金調達等の状況

当社グループの資金調達においては、「ザ・カハラ・ホテル&リゾート」を取得する目的として平成26年12月1日に、2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債300億円を発行しました。更に長期資金安定化を図るため、150億円のシンジケートローン並びに230億円の資金調達を行いました。

また、今後の資金需要に対し、安定的かつ機動的な資金調達手段の確保の補完機能向上を図るため、300億円のシンジケート方式のコミットメント契約を締結いたしました。

(4) 対処すべき課題

わが国における今後の経済情勢につきましては、企業業績の回復に伴い、設備投資や雇用拡大と合わせ、賃金引上げなどにより、雇用・所得環境が改善し、緩やかな景気回復が期待されます。

余暇関連産業・市場の動向においては、訪日外国人旅行者の増加や東京オリンピックの開催に向けた投資の拡大など、国内観光も活性化しておりますが、一方で国内人口の減少、少子高齢化に伴う社会構造の変化やニーズの多様化に加え、国際化に伴う競争がより一層激化していくものと考えられます。また、円安や建設ラッシュなどに伴う建築費や食材原価の高騰及び、特に飲食サービス業における人材の確保、育成、品質管理の徹底は喫緊の課題となっております。

このような環境に即し、当社グループは「働きがいのある職場環境」の醸成、「顧客満足」の追求、「コンプライアンス」の徹底により、グループの「ブランド」をより強固なものにしてまいります。また、継続的な安定成長により事業拡大を図り企業価値を向上させていくことを目標に、中期経営計画「Next40」の下、会員制リゾート事業などの既存事業の徹底強化とメディカル・シニアライフ事業の拡大を図ることで、より安定的な収益基盤を確立すると共に、各事業及び各事業の複合事業及びその周辺事業において、「顧客ターゲット・事業領域・事業エリア」それぞれの拡大と新規事業ビジネスモデルの構築を目指し、常に「挑戦」を続けてまいり所存です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 39 期 (平成23年度)	第 40 期 (平成24年度)	第 41 期 (平成25年度)	第 42 期 当連結会計年度 (平成26年度)
売 上 高 (百万円)	99,894	105,311	116,824	120,401
経 常 利 益 (百万円)	9,443	12,976	16,830	20,206
当期純利益 (百万円)	5,415	7,127	8,733	11,851
1株当たり当期純利益 (円)	115.95	150.76	89.71	120.30
総 資 産 (百万円)	235,151	253,861	300,774	390,832
純 資 産 (百万円)	64,883	73,145	81,395	104,769

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、自己株式数には、E S O P「株式給付信託（従業員持株会発展型プラン・株式給付型プラン・業績連動型プラン）」及び株式給付信託（B B T）導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）所有の当社株式2,009,200株を加算しております。
2. 当社は平成26年1月1日付をもって平成25年12月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって株式の分割を実施いたしました。
3. 第39期は「エクシブ軽井沢 パセオ」、「エクシブ軽井沢サンクチュアリ・ヴィラ ムセオ」、「ホテルトラスティ大阪 阿倍野」が開業しましたが、前期からの繰り延べ売上がなかったことなどにより減収となりました。
4. 第40期はメディカル会員権及び㈱関西ゴルフ倶楽部の会員権の販売が好調なうえ、前期開業の会員リゾートホテル「エクシブ軽井沢 パセオ」、「エクシブ軽井沢サンクチュアリ・ヴィラ ムセオ」並びに「ホテルトラスティ大阪 阿倍野」が通期稼働したことなどにより増収増益となりました。
5. 第41期は、「エクシブ鳥羽別邸」の会員権を販売開始し、さらに増収前の需要拡大の影響もあり、メディカル会員権やホテル会員権の販売が好調に推移したほか、サンメンバーズリゾート施設「リゾートピア箱根」のリニューアルオープン及びホテルトラスティ7施設目となる「ホテルトラスティ金沢 香林坊」の新規開業などにより売上高、各利益とも過去最高を更新し、増収増益となりました。
6. 当連結会計年度より、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用したことに伴い、前連結会計年度については遡及処理後の連結計算書類となっております。この結果、前連結会計年度の経常利益は98百万円、当期純利益は128百万円、1株当たり当期純利益は1.32円、総資産は12百万円の増加となり、純資産は23百万円の減少となっております。
7. 第42期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 39 期 (平成23年度)	第 40 期 (平成24年度)	第 41 期 (平成25年度)	第42期(当期) (平成26年度)
売 上 高 (百万円)	83,131	86,238	94,937	95,030
経 常 利 益 (百万円)	8,826	8,672	11,275	15,257
当 期 純 利 益 (百万円)	4,563	5,282	5,337	9,799
1株当たり当期純利益 (円)	97.70	111.74	54.82	99.48
総 資 産 (百万円)	181,364	194,513	241,903	325,205
純 資 産 (百万円)	50,116	55,416	59,823	80,502

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、自己株式数には、E S O P「株式給付信託（従業員持株会発展型プラン・株式給付型プラン・業績連動型プラン）」及び株式給付信託（B B T）導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）所有の当社株式2,009,200株を加算しております。
2. 当社は平成26年1月1日付をもって平成25年12月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって株式の分割を実施いたしました。
3. 当事業年度より、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用したことに伴い、前事業年度については遡及処理後の計算書類となっております。この結果、前事業年度の経常利益は98百万円、当期純利益は128百万円、1株当たり当期純利益は1.32円、総資産は12百万円の増加となり、純資産は23百万円の減少となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
(株) ハイメディック	300百万円	100.0	メディカルクラブの開発及び運営
アール・ティー開発(株)	100百万円	100.0	不動産の売買、賃貸及びその管理
リゾートトラストゴルフ事業(株)	100百万円	100.0	ゴルフ場及び宿泊施設の経営
(株) コンプレックス・ビズ・インターナショナル	50百万円	100.0	ヘアアクセサリ等々の製造販売
トラストガーデン(株)	50百万円	100.0	介護サービス事業
R T C C (株)	50百万円	100.0	旅行業法に基づく旅行業務
トラストガーデン宝塚(株)	30百万円	100.0	介護サービス事業
ジャストファイナンス(株)	10百万円	100.0	金銭の貸付及び金銭貸借の媒介
(株) ジェス	10百万円	100.0	建物及び各種付帯設備の清掃業務
アール・エフ・エス(株)	10百万円	100.0	経理、総務等の事務請負業務
ベストクレジット(株)	10百万円	100.0	金銭の貸付及び金銭貸借の媒介
RESORTTRUST HAWAII, LLC	200,000 千米ドル	100.0	ホテルの経営
サンズ(株)	10百万円	100.0 (45.0)	各種出版物の発行及び販売
(株) 関西ゴルフ倶楽部	100百万円	100.0 (100.0)	ゴルフ場及びゴルフ練習場の経営
(株) サンホテルエージェンツ	10百万円	100.0 (100.0)	損害保険等の代理店業務
トラストグレイス(株)	100百万円	95.0	高齢者向け住宅の管理運営及び介護サービス事業
(株) アドバンスト・メディカル・ケア	100百万円	89.8 (89.8)	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング業務
(株) 東京ミッドタウンメディスン	100百万円	66.5 (66.5)	医療施設経営のコンサルティング業務
(株) メイプルポイントゴルフクラブ	100百万円	8.3 (0.2)	ゴルフ場の経営
(株) オークモントゴルフクラブ	100百万円	6.9 (0.1)	ゴルフ場の建設及び経営

- (注) 1. 当社の議決権比率欄の(内書)は間接所有を表しております。
 2. (株)サンピナス宝塚は、平成26年4月1日付でトラストガーデン宝塚(株)に商号変更いたしました。
 3. RESORTTRUST HAWAII, LLCは、当社が100%出資する子会社として平成26年7月25日に設立いたしました。
 4. (株)関西ゴルフ倶楽部は、平成26年6月26日付で87百万円、平成26年12月3日付で35百万円増資し、平成27年3月26日付で122百万円減資いたしました。
 5. トラストガーデン(株)とトラストガーデン宝塚(株)は、平成27年4月1日付でトラストガーデン(株)を存続会社として合併し、トラストガーデン宝塚(株)は、解散しております。
 6. サンズ(株)は、平成27年4月22日付で解散しております。

③ 企業結合の成果

連結子会社は20社であります。当連結会計年度の売上高は120,401百万円（前期比3.1%増）となりました。また、営業利益は16,041百万円（同5.6%増）、経常利益は20,206百万円（同20.1%増）当期純利益は11,851百万円、（同35.7%増）となりました。

(注) 当連結会計年度より会計方針の変更を行っているため、対前期比増減率は遡及修正後の数値を用いて算出しております。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

会員権事業	ホテル・ゴルフ等会員権の販売、ゴルフ場の建設・経営及びホテル・ゴルフ等会員権購入者を対象とした金銭の貸与
ホテルレストラン等事業	ホテル・レストラン等の運営、ホテルの清掃、会員サービス（ワンダーネット事業の売上高、名義変更料、旅行部門の売上高、通販売上、会員制ホテルの交換利用における手数料収入）、損害保険代理業、ヘアアクセサリー等の製造・販売及びトータルビューティー事業
メディカル事業	メディカル会員権の販売、その管理及びメディカル会員権購入者を対象とした金銭の貸与、医療施設の設立及び運営・経営コンサルティング事業、医療設備賃貸業、介護サービス事業、高齢者向け住宅の管理運営
その他	不動産の賃貸、別荘管理等

(8) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

① 当社の事業所

事 務 所	住 所
名古屋本社	愛知県名古屋市中区東桜2-18-31
東京本社	東京都渋谷区代々木4-36-19 リゾートトラスト東京ビル
大阪支社	大阪府大阪市北区西天満4-15-18 プラザ梅新
横浜支社	神奈川県横浜市港北区新横浜3-19-1 LIVMOライジングビル

施 設	住 所
1. 東京ベイコート倶楽部	東京都江東区有明3-1-15
2. エクシブ鳥羽	三重県鳥羽市安楽島町字二エ212-1
3. エクシブ伊豆	静岡県伊東市富戸1317-5243
4. エクシブ白浜	和歌山県西牟婁郡白浜町才野字西山1670-76
5. エクシブ軽井沢	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢23-1
6. エクシブ鳥羽アネックス	三重県鳥羽市安楽島町字二地169-2
7. エクシブ淡路島	兵庫県洲本市小路谷字古茂江1275-3
8. エクシブ山中湖	山梨県南都留郡山中湖村平野562-12
9. エクシブ白浜アネックス	和歌山県西牟婁郡白浜町才野字西山1670-44
10. エクシブ琵琶湖	滋賀県米原市磯1477-2
11. エクシブ蓼科	長野県茅野市蓼科高原北山4035
12. エクシブ鳴門	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津167-3
13. エクシブ初島クラブ	静岡県熱海市初島800
14. エクシブ鳴門サンクチュアリ・ヴィラ	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津110-2
15. エクシブ浜名湖	静岡県浜松市西区村櫛町字志津ノ前4620
16. エクシブ軽井沢サンクチュアリ・ヴィラ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢25
17. エクシブ那須白河	福島県西白河郡西郷村大字熊倉字雀子山3
18. エクシブ鳴門サンクチュアリ・ヴィラ ドゥーエ	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津105-2
19. エクシブ京都 八瀬離宮	京都府京都市左京区八瀬野瀬町74-1
20. エクシブ山中湖サンクチュアリ・ヴィラ	山梨県南都留郡山中湖村平野562-15
21. エクシブ箱根離宮	神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下112-2
22. エクシブ有馬離宮	兵庫県神戸市北区有馬町1661-11
23. エクシブ軽井沢 パセオ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢21-1
24. エクシブ軽井沢サンクチュアリ・ヴィラ ムセオ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字反り向97-2

施 設	住 所
25. リゾーピア箱根	神奈川県足柄下郡箱根町強羅1320-1239
26. リゾーピア熱海	静岡県熱海市東海岸町13-93
27. リゾーピア久美浜	京都府京丹後市久美浜町湊宮1302-2
28. リゾーピア別府	大分県別府市堀田7組の1
29. サンメンバーズひるがの	岐阜県郡上市高鷲町ひるがの4670-362
30. サンメンバーズ京都嵯峨	京都府京都市右京区嵯峨広沢南野町27-1
31. サンメンバーズ神戸	兵庫県神戸市中央区熊内町4-13-21
32. サンメンバーズ東京新宿	東京都新宿区西新宿3-5-13
33. サンメンバーズ東京新橋	東京都港区西新橋3-24-5 (レック御成門内)
34. サンメンバーズ名古屋錦	愛知県名古屋市中区錦3-13-30 (サンホテル名古屋内)
35. サンメンバーズ名古屋白川	愛知県名古屋市中区栄2-7-13 (ヴィア白川内)
36. サンメンバーズ大阪梅田	大阪府大阪市北区西天満4-15-18 (プラザ梅新内)
37. サンメンバーズ鹿児島	鹿児島県鹿児島市堀江町19-14 (ホテルサンフレックス鹿児島内)
38. ホテルトラスティ名古屋	愛知県名古屋市中区錦2-11-32
39. ホテルトラスティ名古屋 栄	愛知県名古屋市中区錦3-15-21
40. ホテルトラスティ心斎橋	大阪府大阪市中央区南船場3-3-17
41. ホテルトラスティ東京ベイサイド	東京都江東区有明3-1-15
42. ホテルトラスティ神戸 旧居留地	兵庫県神戸市中央区浪花町63
43. ホテルトラスティ大阪 阿倍野	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-10-300
44. ホテルトラスティ金沢 香林坊	石川県金沢市香林坊1-2-16

② 子会社の事業所

会 社 名	本 社 住 所
(株) ハ イ メ デ ィ ッ ク	東京都渋谷区代々木4-36-19
ア ー ル ・ テ ィ ー 開 発 (株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
リゾートトラストゴルフ事業(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株)コンプレックス・ビズ・インターナショナル	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
R T C C (株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
ジャストファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株) ジ エ ス	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
ア ー ル ・ エ フ ・ エ ス (株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
ベ ス ト ク レ ジ ッ ト (株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
サ ン ズ (株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株) サンホテルエージェンツ	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
ト ラ ス ト ガ ー デ ン (株)	東京都渋谷区代々木4-36-19
ト ラ ス ト ガ ー デ ン 宝 塚 (株)	兵庫県宝塚市花屋敷つつじガ丘4-11
ト ラ ス ト グ レ イ ス (株)	兵庫県神戸市灘区土山町16-1
(株) 関西ゴルフ倶楽部	兵庫県三木市吉川町吉安877-1
(株) アドバンスト・メディカル・ケア	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー
(株) 東京ミッドタウンメディスン	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー
(株) メイプルポイントゴルフクラブ	山梨県上野原市鶴島3600
(株) オークモントゴルフクラブ	奈良県山辺郡山添村岩屋3316
RESORTTRUST HAWAII, LLC	USA 5000 Kahala Avenue Honolulu, HI 96816

- (注) 1.(株)サンビナス宝塚は、平成26年4月1日付でトラストガーデン宝塚(株)に商号変更いたしました。
 2.RESORTTRUST HAWAII, LLCは、当社が100%出資する子会社として平成26年7月25日に設立いたしました。
 3.トラストガーデン(株)とトラストガーデン宝塚(株)は、平成27年4月1日付でトラストガーデン(株)を存続会社として合併し、トラストガーデン宝塚(株)は、解散しております。
 4.サンズ(株)は、平成27年4月22日付で解散しております。

(9) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
会 員 権 事 業	751
ホテルレストラン等事業	3,569
メ デ ィ カ ル 事 業	612
そ の 他	3
全 社 (共 通)	352
合 計	5,287 (2,751)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー及び嘱託)の期中平均人数であります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

区 分	当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,730名	179名 増	36.7歳	9.3年
女 性	1,147	64 増	29.1	5.5
合計または平均	3,877	243 増	34.5	8.2

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向社員(81名)及び臨時従業員(期中平均人数1,957名)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
(株) み ず ほ 銀 行	18,564 百万円
(株) 三 井 住 友 銀 行	17,142
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	16,344
(株) 新 生 銀 行	10,600
(株) 横 浜 銀 行	3,400

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
(2) 発行済株式の総数 106,014,756株 (うち自己株式数 545,729株)

(注) 当事業年度中の発行済株式数の増加

2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換により、発行済株式の総数は前事業年度末日に比べ、2,603,260株増加いたしました。

- (3) 株主数 18,078名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) 宝 塚 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	13,419,648 株	12.7 %
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	5,452,400	5.2
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	3,383,100	3.2
サ ッ ポ ロ ビ ー ル (株)	3,351,760	3.2
伊 藤 興 朗	2,922,616	2.8
資産管理サービス信託銀行(株)信託E口	2,009,200	1.9
CBLDN STANDARD LIFE ASSURANCE LIMITED-PENSION FUNDS	2,008,800	1.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,872,600	1.8
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	1,792,758	1.7
(株) エヌ・コーポレーション	1,745,246	1.7

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は、自己株式545,729株を保有しております。

自己株式には、E S O P [株式給付信託 (従業員持株会発展型プラン・株式給付型プラン・業績連動型プラン)] 及び株式給付信託 (B B T) 導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) 所有の当社株式2,009,200株を含んでおりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として発行した新株予約権の概要（平成27年3月31日現在）

発行回次	リゾートトラストグループ 第2回新株予約権	リゾートトラストグループ 第3回新株予約権
発行決議の日	平成22年6月29日	平成23年6月29日
新株予約権の数	10,000個	10,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,000,000株	普通株式 2,000,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
行使価額	1株につき670円	1株につき521円
行使期間	自 平成22年11月1日 至 平成27年6月29日	自 平成23年11月1日 至 平成28年6月29日
行使条件	<p>① 各新株予約権の一部行使は認められない。</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員、もしくは従業員または関係会社の取締役または従業員としての地位にあることを要する。</p> <p>③ 上記②にかかわらず、新株予約権者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が権利を行使できるものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成22年6月29日開催の当社第37回定時株主総会及び平成22年6月29日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>① 各新株予約権の一部行使は認められない。</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員、もしくは従業員または関係会社の取締役または従業員としての地位にあることを要する。</p> <p>③ 上記②にかかわらず、新株予約権者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が権利を行使できるものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成23年6月29日開催の当社第38回定時株主総会及び平成23年6月29日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>

(注) 新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額は、平成26年1月1日付にて実施した株式分割（1株につき2株の割合）を考慮しております。

(2) 当事業年度の末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

区分	発行回次	個数	保有者数
取締役	リゾートトラストグループ 第2回新株予約権	250個	2名
	リゾートトラストグループ 第3回新株予約権	925個	4名

(注) 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

(3) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権に関する重要な事項

①平成25年7月11日開催の取締役会決議に基づき発行した「2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の当事業年度末日における概要

発行決議の日	平成25年7月11日
新株予約権の数	1,051個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額合計額を下記の転換価額で除した数。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	2,082円
行使期間	平成25年8月12日から平成30年7月13日
新株予約権付社債の残高	5,272百万円

(注) 転換価額は、当該転換社債型新株予約権付社債の社債要項に規定された転換価額修正条項の適用により、平成26年7月29日を適用日として2,153円から2,082円へ修正されております。

②平成26年11月13日開催の取締役会決議に基づき発行した「2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の当事業年度末日における概要

発行決議の日	平成26年11月13日
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記の転換価額で除した数。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	3,343円
行使期間	平成26年12月15日から平成33年11月17日
新株予約権付社債の残高	30,285百万円

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当
代表取締役会長	伊 藤 與 朗	CEO（最高経営責任者）
代表取締役社長	伊 藤 勝 康	COO（最高執行責任者）
取締役副社長	高 浪 宣 昭	会員制本部長
取締役副社長	江 幡 幸 久	業務部門管掌兼CCO（コンプライアンス総責任者）
取締役副社長	河 崎 信 彦	ホテルレストラン本部長
専務取締役	伊 藤 正 昭	開発部門管掌
専務取締役	伏 見 有 貴	メディカル本部長
専務取締役	内 山 敏 彦	料理飲料部門管掌
常務取締役	新 谷 敦 之	会員制本部副本部長兼東京支社長兼横浜支社長
常務取締役	井 内 克 之	業務部門副管掌
常務取締役	林 戸 里 巳	会員制本部ゴルフ事業支社長
取 締 役	高 木 直	会員制本部名古屋支社長
取 締 役	川 口 眞 弘	会員制本部大阪支社長
取 締 役	中 谷 敏 久	
常 勤 監 査 役	谷 口 嘉 孝	
監 査 役	川 瀬 隆 生	
監 査 役	相 羽 洋 一	
監 査 役	赤 堀 聰	

- (注) 1. 取締役のうち中谷敏久氏は、会社法第2条第15号の社外取締役であります。
2. 監査役のうち谷口嘉孝氏、相羽洋一氏、赤堀聰氏は、会社法第2条第16号の社外監査役であります。
3. 井内克之氏は、平成26年6月27日付で執行役員を解かれ、常務取締役に就任しました。また、同日付で業務担当を解かれました。
4. 川口眞弘氏は、平成26年6月27日付で執行役員を解かれ、取締役に就任しました。
5. 取締役 中谷敏久氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 川瀬隆生氏は、平成27年3月1日付で非常勤監査役となっております。
7. 監査役 相羽洋一氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役 赤堀聰氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は、監査役 谷口嘉孝氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	摘要
取締役	伊藤 與朗 伊藤 勝康	(株)宝塚コーポレーション	代表取締役社長	不動産賃貸業
		(株)ハイメディック	代表取締役社長	メディカルクラブの開発及び運営
		(株)アドバンスト・メディカル・ケア	代表取締役CEO	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング業務
		トラストガーデン(株)	代表取締役会長	介護サービス事業
		トラストグレイス(株)	代表取締役会長	高齢者向け住宅の管理運営及び介護サービス事業
		高浪 宣昭	リゾートトラストゴルフ事業(株)	代表取締役
		(株)関西ゴルフ倶楽部	代表取締役	ゴルフ場及びゴルフ練習場の経営
		(株)メイプルポイントゴルフクラブ	代表取締役	ゴルフ場の経営
	江幡 幸久	アール・エフ・エス(株)	代表取締役社長	経理、総務等の事務請負業務
		ジャストファイナンス(株)	代表取締役社長	金銭の貸付及び金銭貸借の媒介
		ベストクレジット(株)	代表取締役社長	金銭の貸付及び金銭貸借の媒介
		トラストガーデン宝塚(株)	代表取締役会長	介護サービス事業
		(株)ハイメディック	監査役	メディカルクラブの開発及び運営
		サンズ(株)	監査役	各種出版物の発行及び販売
		リゾートトラストゴルフ事業(株)	監査役	ゴルフ場及び宿泊施設の経営
		(株)アドバンスト・メディカル・ケア	監査役	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング業務
		(株)東京ミッドタウンメディスン	監査役	医療施設経営のコンサルティング業務
		トラストガーデン(株)	監査役	介護サービス事業
	トラストグレイス(株)	監査役	高齢者向け住宅の管理運営及び介護サービス事業	
	河崎 信彦	(株)コンプレックス・ビズ・インターナショナル	代表取締役社長	ヘアアクセサリ等々の製造販売
RESORTTRUST HAWAII, LLC		代表者	ホテル経営	
伊藤 正昭	アール・ティー開発(株)	代表取締役	不動産の売買、賃貸及び管理	
伏見 有貴	トラストガーデン宝塚(株)	代表取締役社長	介護サービス事業	
	(株)東京ミッドタウンメディスン	代表取締役	医療施設経営のコンサルティング業務	
	トラストガーデン(株)	代表取締役社長	介護サービス事業	
	トラストグレイス(株)	代表取締役社長	高齢者向け住宅の管理運営及び介護サービス事業	
林戸 里巳	リゾートトラストゴルフ事業(株)	代表取締役社長	ゴルフ場及び宿泊施設の経営	
	(株)関西ゴルフ倶楽部	代表取締役社長	ゴルフ場及びゴルフ練習場の経営	
	(株)メイプルポイントゴルフクラブ	代表取締役社長	ゴルフ場の経営	
	(株)オークモントゴルフクラブ	代表取締役社長	ゴルフ場の建設及び経営	
中谷 敏久	監査法人マーキュリー	代表社員		
監査役	相羽 洋一	しるべ総合法律事務所	代表パートナー	
			弁護士	
	赤堀 聡	赤堀聡税理士事務所	所長	
			税理士	
	マズプロ電工(株)	監査役		

(注) 1. (株)サンビナス宝塚は、平成26年4月1日付でトラストガーデン宝塚(株)に商号変更いたしました。

2. 取締役 伊藤朗朗氏は、平成26年6月20日付で㈱ハイメディックの代表取締役会長、平成26年6月27日付でリゾートトラストゴルフ事業㈱の代表取締役会長、トラストガーデン㈱の代表取締役会長を退任しております。
3. 取締役 伊藤勝康氏は、平成26年6月20日付で㈱東京ミッドタウンメディスンの代表取締役、平成26年6月27日付でリゾートトラストゴルフ事業㈱の代表取締役副会長を退任し、平成26年6月27日付でトラストガーデン㈱の代表取締役社長から代表取締役会長、平成26年7月25日付でトラストグレイス㈱の代表取締役から代表取締役会長に就任しております。
4. 取締役 高浪宣昭氏は、平成26年6月22日付で㈱メイプルポイントゴルフクラブの取締役から代表取締役、平成26年6月27日付でリゾートトラストゴルフ事業㈱の取締役から代表取締役、平成26年6月28日付で㈱関西ゴルフ倶楽部の取締役から代表取締役に就任しております。
5. 取締役 河崎信彦氏は、平成26年7月25日に設立したRESORT TRUST HAWAII, LLCの代表者に同日付で就任しております。
6. 取締役 伊藤正昭氏は、平成26年6月25日付でアール・ティー開発㈱の代表取締役に就任しております。
7. 取締役 伏見有貴氏は、平成26年6月20日付で㈱東京ミッドタウンメディスンの取締役から代表取締役、平成26年6月27日付でトラストガーデン㈱の取締役から代表取締役社長、平成26年6月28日付でトラストグレイス㈱の取締役から代表取締役、平成26年7月25日付で代表取締役社長に就任しております。
8. トラストガーデン㈱とトラストガーデン宝塚㈱は、平成27年4月1日付でトラストガーデン㈱を存続会社として合併し、トラストガーデン宝塚㈱は、解散しております。
9. サンズ㈱は、平成27年4月22日付で解散しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	14名	748百万円	平成18年6月29日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
()内 社外取締役	(1名)	(4百万円)	
監 査 役	4名	25百万円	昭和60年6月29日開催の定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
()内 社外監査役	(3名)	(16百万円)	
合計	18名	774百万円	

- (注) 1. 上記の金額には使用人兼務取締役の使用人給与と相当額58百万円は含まれておりません。
2. 上記の金額には当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した103百万円（取締役13名に対し102百万円、監査役2名に対し1百万円（うち社外監査役1名に対し0百万円））は含まれておりません。
3. 上記の金額には平成25年6月27日開催の第40回定時株主総会において決議いただいております業績連動型株式報酬として付与したポイントに係る当事業年度の費用計上額184百万円（取締役11名に対し181百万円、監査役2名に対し2百万円（うち社外監査役1名に対し1百万円））は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役中谷敏久氏の兼職先である監査法人マーキュリーは、当社と顧問契約は締結しておらず、その他重要な関係はありません。

監査役相羽洋一氏の兼職先であるしるべ総合法律事務所は、当社と法律顧問契約を締結しております。

監査役赤堀聰氏の兼職先である赤堀聰税理士事務所は、当社と顧問契約を締結しております。また、マスプロ電工(株)と当社との間に重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況
中谷敏久	同氏は社外取締役就任後に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会の場において必要な発言を行っております。
谷口嘉孝	同氏は当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会8回の全てに出席し、常勤監査役の観点から議案、審議において必要に応じ適宜発言を行っております。
相羽洋一	同氏は当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に、監査役会8回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査役会の場において必要な発言を行っております。
赤堀聰	同氏は当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に、監査役会8回の全てに出席し、税理士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査役会の場において必要な発言を行っております。

(5) 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役である中谷敏久氏、社外監査役である相羽洋一氏及び赤堀聰氏との間で責任限定契約を締結しております。その概要は次のとおりであります。

- ① 社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 77百万円

(注) 会計監査人に対する報酬等の額については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんのでこれらの合計額で記載しております。

(3) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

84百万円

(4) 子会社の監査に関する状況

当社子会社のトラストグレイス(株)及びRESORTTRUST HAWAII, LLCは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、以下のとおり決議いたしております。本決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行うこととしており、現在の決議内容は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、確実かつ効率的なコンプライアンスの実践を可能とするため、コンプライアンス総責任者（CCO）及び専任部署であるコンプライアンス管理部（現・リスク管理部）を設置し、企業倫理に則った公正な事業活動及び法令遵守の徹底の強化を図っております。
- ② 当社は、取締役のコンプライアンス違反を防ぐため、会社が情報を把握できるよう社内規程に基づき内部通報制度を構築しております。
- ③ 取締役会は、取締役会規則に従い、取締役の業務運営・職務執行の適法性を確保し、その監督をしております。
- ④ 取締役は、自社の取り扱う事業に関連する法規を認識し、コンプライアンス意識の維持向上を図っております。
- ⑤ 当社は、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用しております。
- ⑥ 当社は、企業の社会的責任を自覚し、持続的な発展を確かなものとするため、反社会的勢力との関係を一切遮断し、その実効性の確保に努めるとともに、反社会的勢力に対する基本方針を定め、これを遵守しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報、取締役会、経営会議等の重要な意思決定に関する

る情報、その他重要な情報（電磁的データを含む）について、社内規程に従って適切に保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理委員会を設置し、全社的なリスク管理体制を整備しております。
- ② 当社は、自社の取り扱う事業分野に関するリスクを把握し、リスク管理に係る規程の制定及びその遵守を行うとともに、リスク管理に関する従業員教育を行っております。
- ③ 当社は、不測の事態に対する危機管理体制を整備し、適切・迅速な対応により損害を最小限に抑えるよう努めております。
- ④ 当社の各部門は、各自の業務において、その内在するリスクを把握、分析、検討したうえで適切な対策を実施するとともに、リスクが発生し得ると予測される場合には、速やかに取締役に情報が届くような体制を整備いたしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務権限、会議体及び会議付議事項の基準を明確化するとともに、各部門の業務分掌を明確にし、意思決定の効率化を図る体制を整備しております。
- ② 当社は、社内規程に基づき取締役会を毎月開催し、経営に関する重要事項についての検討、取締役の監督等を行っております。
- ③ 当社は、取締役会において中期5ヵ年計画、年度予算等の策定をし、全社及びグループの予算・業績管理を実施しております。
- ④ 当社は、全社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要事項について、社内規程に従い、経営会議の開催による検討を経て決定しております。
- ⑤ 経営環境に的確に対応するため、意思決定の迅速化や経営人材の育成を図るために執行役員制度を導入しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、確実かつ効率的なコンプライアンスの実践を可能とするため、コンプライアンス総責任者（CCO）及び専任部署であるコンプライアンス管理部（現・リスク管理部）を設置し、企業倫理に則った公正な事業活動及び法令遵守の徹底の強化を図っております。
- ② 当社は、使用人に対し企業理念・経営方針を継続的に伝えることにより、法令・社会倫理に基づいた企業行動をとることを徹底させております。
- ③ 当社は、使用人に対し法令遵守のための継続的なコンプライアンス教育を行うとともに、使用人のコンプライアンス違反を防ぐため、会社が情報を把握できるよう、社内規程に基づき内部通報制度を構築しております。
- ④ 当社は、業務運営・職務執行の適法性、効率性を図るため内部監査を実施し、監査指摘事項に従い改善しております。
- ⑤ 当社は、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用しております。
- ⑥ 当社は、企業の社会的責任を自覚し、持続的な発展を確かなものとするため、反社会的勢力との関係を一切遮断し、その実効性の確保に努めるとともに、反社会的勢力に対す

る基本方針を定め、これを遵守しております。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、社内規程に基づき、子会社の業務の適正を管理するとともに、必要に応じて子会社との情報交換を行っております。
- ② 当社は、子会社に役職員を派遣することにより子会社の業務の適正を確保しております。
- ③ 当社は、子会社全体について業務が適正に実施されるよう、内部通報制度の整備を行っております。
- ④ 当社は、監査部が定期的に子会社監査を行い、親会社の取締役会に報告を行っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として、専任の監査役スタッフを配置しております。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、監査役スタッフの人事異動について事前に報告を受け、必要な場合は人事部門に対し変更を申し入れることができるものといたします。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、法定の事項に加え、次の事項については「会社法上の内部統制における監査役への報告に関する規則」に従い監査役に報告いたします。

- イ. 全社的に影響を及ぼす重大事項の決議の内容
- ロ. 内部統制に関する活動報告
- ハ. 内部通報制度の運用状況

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役及び監査役会と定期的に意見を交換するなどして、経営方針及び会社の対処すべき課題の他、監査上、重要性を認める事項につき、相互の認識及び信頼関係を深め、監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとしております。

7. 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は下記のとおりです。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えています。

当社は、大規模な買付行為を行う買付者は、株主の皆様の判断のために、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会の意見形成や代替案作成のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められるものもないとは言えません。当社はかかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

① 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは、2013年4月にスタートした中期経営計画「Next40」において、次なるステージでの成長へ向け、お客様との新たな関係を築き上げるとともに変革のスピードを加速させ、たゆまぬ挑戦を続けていくことを目指しており、今まで培った事業基盤を活かし、更なる成長に向け、グループ力を最大限に発揮した事業の創造・確立を図っていききたいと考えております。

「Next40」の基本戦略は以下のとおりです。

i 会員制リゾート事業の更なる充実と永続モデル確立

会員満足の追求のため、コンサルティング営業を強化し、カスタマー・インティマシーを更に進化させ、同時に、関東圏における販売力を強化し、関西圏、中部圏に匹敵するブランドの浸透を目指します。また、事業の永続性に向けた取り組みとして、会員権のサイクルモデル、物件ライフサイクルモデルの確立にも注力していききたいと考えております。

ii メディカル・シニアライフ事業の拡大

圧倒的にニーズが高まってきている、メディカル・シニアライフ事業を拡大させていく方針です。メディカル事業においては、都市部での展開強化を推し進め、会員数拡大、販路拡大へ向けた拠点数の拡充に取り組みます。また、シニアライフ事業との連携強化による商品・サービス拡充や最先端医療の商品化・収益化に向けて取り組み、既存会員を潜在顧客とする効果的な顧客開拓を軸に、クオリティ・オブ・ライフを重視し、健康年齢に応じた当社グループならではのサービスを提供してまいります。

iii グループ総合力を活かした複合・周辺事業の拡大

これまで会員制リゾート事業で培ったブランド力、並びに当社グループならではのホスピタリティを活かし、既存事業を複合的に組み合わせた事業の展開や、会員制ホテル・セカンドラインの構築、旅館再生事業の展開などを通じ、事業領域・顧客層・展開エリアの積極的な拡大に取り組んでいきたいと考えております。

iv 上記3つの事業戦略実現へ向けた人材基盤・グループ力の強化

これらの事業戦略の実現や経営理念の実践・追求のため、社員がよりイキイキと働き、やりがいを感じられる会社の実現に向けて、人材育成の強化、社員の定着率向上、労働環境・職場環境づくりに注力し、人材基盤の強化を図ります。また、グループ内の連携強化、グループシナジーの追求により、当社グループならではの強みを発揮します。

上記の基本戦略を実践していく中で、更なる企業価値を創造するとともに、業界のリーディングカンパニーに相応しい社会的責任を果たし、株主共同の利益の向上を図ってまいります。

② コーポレートガバナンス強化への取組み

当社は、株主をはじめお客様、取引先、地域社会、従業員すべてのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレートガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけています。企業倫理と遵法を徹底するとともに、内部統制システムを整備し、経営の透明性を確保することに努めています。その一環として、株主総会の充実、取締役会の意思決定の迅速化、及び監督機能の強化、監査役の監査機能の強化等に取り組んでいます。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付への対応策」（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針では、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的とし

て、独立委員会の勧告を最大限尊重し、必要かつ相当な範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本対応方針の有効期限は、平成28年6月までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。但し、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会が本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。

(注) 本対応方針の全文はインターネット上の当社ホームページ
(<http://www.resorttrust.co.jp/>) に掲載しております。

(4) 本対応方針が、会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の仕事の維持を目的とするものではないこと及びその理由

① 本対応方針が買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

② 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、株主の皆様が、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断するために、必要な情報や時間を確保し、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

③ 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその価値及び利

益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

④ 本対応方針が当社社員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。

本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・継続を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

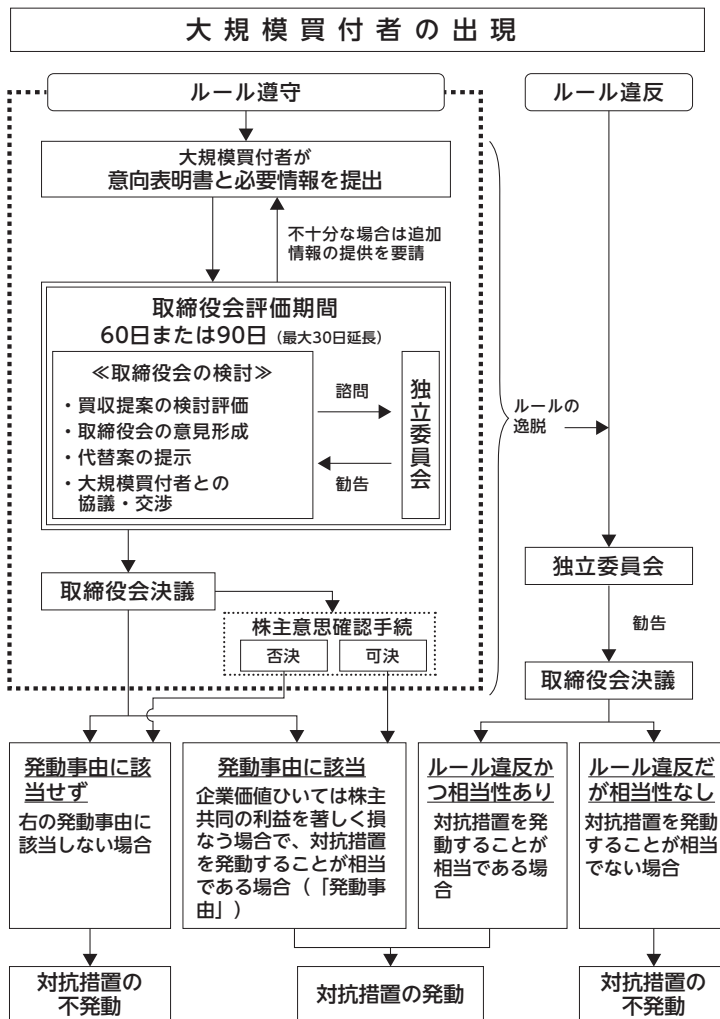
また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が、評価・検討、当社取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

⑤ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式を大量に買付けた者が、当社の株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。なお、当社の取締役任期は2年であり、期差任期制を採用していないため、本対応方針の導入によりスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果が生じることもありません。

以上から、本対応方針が当社社員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）のイメージ図



(注) イメージ図は、あくまで本対応方針に対する理解を助けることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については、当社の平成25年5月13日付プレスリリースをご参照ください。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	158,323	流 動 負 債	61,595
現金及び預金	53,687	支払手形及び買掛金	1,096
受取手形及び売掛金	5,994	短期借入金	5,000
有価証券	42,193	一年以内返済予定の長期借入金	6,663
商 販 用 不 動 産	728	一年以内償還社債	450
販売用不動産	2,010	リース債務	369
原材料及び貯蔵品	900	未払金	9,301
仕掛販売用不動産	18,497	未払法人税等	4,482
繰延税金資産	3,714	未払消費税等	2,602
営業貸付金	27,448	前受金	13,304
その他	3,921	前受収益	10,619
貸倒引当金	△773	債務保証損失引当金	151
		その他	7,555
固 定 資 産	232,508	固 定 負 債	224,466
有形固定資産	153,784	社債	4,150
建物及び構築物	90,369	新株予約権付社債	35,558
機械装置及び運搬具	1,769	長期借入金	67,211
リース勘定	9,563	リース債務	2,367
土地	40,417	預り保証金	103,154
リース資産	2,506	役員退職慰労引当金	2,102
建設仮勘定	4,007	株式給付引当金	458
その他	5,150	退職給付に係る負債	860
		繰延税金負債	1,639
無形固定資産	3,351	負ののれん	462
ソフトウェア	678	その他	6,500
のれん	231	負 債 合 計	286,062
その他	2,442	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	75,372	株 主 資 本	92,062
投資有価証券	60,805	資 本 金	16,977
関係会社株式	1,603	資 本 剰 余 金	19,984
長期貸付金	1,428	利 益 剰 余 金	57,807
退職給付に係る資産	1,348	自 己 株 式	△2,705
繰延税金資産	123	その他の包括利益累計額	7,670
その他	16,452	その他有価証券評価差額金	4,742
貸倒引当金	△6,390	為替換算調整勘定	2,671
		退職給付に係る調整累計額	257
資 産 合 計	390,832	新 株 予 約 権	57
		少 数 株 主 持 分	4,978
		純 資 産 合 計	104,769
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	390,832

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		120,401
売上原価		18,051
売上総利益		102,350
販売費及び一般管理費		86,308
営業利益		16,041
営業外収益		
受取利息	1,572	
受取配当金	139	
割賦利息及び手数料	2	
負ののれん償却額	120	
助成金収入	58	
貸倒引当金戻入額	28	
為替差益	3,509	
その他	321	
営業外費用		
支払利息	510	
株式交付手数料	4	
シンジケートローン手数料	726	
控除対象外消費税等	82	
持分法による投資損失	73	
その他	191	
経常利益		1,588
特別利益		20,206
投資有価証券売却益	497	
受取損害賠償金	53	
固定資産売却益	1	
関係会社株式売却益	5	
その他	73	
特別損失		632
減損損失	2,707	
固定資産除却	396	
その他	25	
税金等調整前当期純利益		3,129
法人税、住民税及び事業税	7,748	17,709
法人税等調整額	194	7,943
少数株主損益調整前当期純利益		9,766
少数株主損		2,084
当期純利益		11,851

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	14,258	13,969	49,085	△4,366	72,946
会計方針の変更による累積的影響額		684	716	△605	795
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,258	14,653	49,802	△4,971	73,742
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	2,719	2,719			5,438
剰 余 金 の 配 当			△3,613		△3,613
当 期 純 利 益			11,851		11,851
自 己 株 式 の 取 得				△5	△5
自 己 株 式 の 処 分		2,611		2,271	4,882
連結範囲の変更による減少高			△232		△232
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	2,719	5,330	8,004	2,265	18,320
平成27年3月31日残高	16,977	19,984	57,807	△2,705	92,062

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少 数 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
平成26年4月1日残高	1,306	－	159	1,465	133	6,872	81,418
会計方針の変更による累積的影響額							795
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,306	－	159	1,465	133	6,872	82,213
連結会計年度中の変動額							
新 株 の 発 行							5,438
剰 余 金 の 配 当							△3,613
当 期 純 利 益							11,851
自 己 株 式 の 取 得							△5
自 己 株 式 の 処 分							4,882
連結範囲の変更による減少高							△232
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3,435	2,671	98	6,205	△76	△1,893	4,235
連結会計年度中の変動額合計	3,435	2,671	98	6,205	△76	△1,893	22,556
平成27年3月31日残高	4,742	2,671	257	7,670	57	4,978	104,769

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	127,838	流動負債	41,371
現金及び預金	43,861	買掛金	862
受取手形	135	一年以内返済予定の長期借入金	2,209
売掛金	4,227	一年以内償還社債	300
有価証券	42,193	リース負債	178
商品	196	未払金	6,984
販売用不動産	2,010	未払費用	3,616
原材料	410	未払法人税等	3,163
仕掛販売用不動産	18,497	未払消費税等	2,058
貯蔵品	181	前受金	12,918
前払費用	873	関係会社預り金	2,060
未収法人税	42	預り金	374
繰延税金資産	2,435	前受取益	6,186
短期貸付	11,959	債務保証損失引当金	389
そ の 他	1,084	そ の 他	68
貸倒引当金	△271	固定負債	203,331
固定資産	197,367	社債	3,100
有形固定資産	71,052	新株予約権付社債	35,558
建物	39,045	長期借入金	53,037
構築物	2,133	リース負債	1,910
機械及び装置	1,029	退職給付引当金	308
船舶	3	役員退職慰労引当金	2,093
運搬用具	49	株式給付引当金	458
器具及び備品	1,054	長期受取益	299
土地	3,190	関係会社預り金	21,619
建物	19,502	預り保証金	83,662
仮資産	1,985	資産除去負債	117
無形固定資産	2,992	繰延税金負債	766
借地権	1,520	そ の 他	398
商標	14	負債合計	244,702
ソフトウェア	610	純資産の部	
リース資産	8	株主資本	75,767
施設	98	資本金	16,977
その他	740	資本剰余金	19,984
投資その他の資産	123,323	資本準備金	16,625
投資有価証券	60,647	その他資本剰余金	3,358
関係会社株	32,655	利益剰余金	41,512
出資	0	利益準備金	371
長期貸付	25,107	その他利益剰余金	41,140
前払年金費用	641	特別償却準備金	293
長期前払費用	701	別途積立金	30,700
長期性預金	500	繰越利益剰余金	10,147
差入保証金	3,155	自己株式	△2,705
その他の他	1,145	評価・換算差額等	4,677
貸倒引当金	△1,130	その他有価証券評価差額金	4,677
投資損失引当金	△101	新株予約権	57
資産合計	325,205	純資産合計	80,502
		負債及び純資産合計	325,205

損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		95,030
売 上 原 価		15,845
売 上 総 利 益		79,184
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		68,269
営 業 利 益		10,915
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	406	
有 価 証 券 利 息	1,530	
受 取 配 当 金	139	
割 賦 利 息	2	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	55	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	17	
為 替 差 益	3,503	
そ の 他 の 収 入	400	6,055
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	695	
社 債 利 息	14	
株 式 交 付 費	1	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	101	
社 債 発 行 費 償 却	108	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	725	
そ の 他	67	1,713
経 常 利 益		15,257
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	497	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	2	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	53	
関 係 会 社 清 算 益	6	
新 株 予 約 権 戻 入 益	14	
受 取 損 害 賠 償 金	53	629
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	381	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	
そ の 他	0	381
税 引 前 当 期 純 利 益		15,505
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,380	
法 人 税 等 調 整 額	326	5,706
当 期 純 利 益		9,799

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成26年4月1日残高	14,258	13,906	62	13,969
会計方針の変更による累積的影響額			684	684
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,258	13,906	746	14,653
事業年度中の変動額				
新株の発行	2,719	2,719		2,719
剰余金の配当				
特別償却準備金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			2,611	2,611
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	2,719	2,719	2,611	5,330
平成27年3月31日残高	16,977	16,625	3,358	19,984

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
特別償却準備金		別途積立金	繰越利益剰余金		
平成 26 年 4 月 1 日 残 高	371	326	28,700	5,211	34,609
会計方針の変更による累積的影響額				716	716
会計方針の変更を反映した当期首残高	371	326	28,700	5,928	35,326
事業年度中の変動額					
新株の発行					
剰余金の配当				△3,613	△3,613
特別償却準備金の取崩		△33		33	-
当期純利益				9,799	9,799
自己株式の取得					
自己株式の処分					
別途積立金の積立			2,000	△2,000	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	-	△33	2,000	4,219	6,185
平成 27 年 3 月 31 日 残 高	371	293	30,700	10,147	41,512

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成 26 年 4 月 1 日 残 高	△4,366	58,470	1,242	1,242	133	59,846
会計方針の変更による累積的影響額	△605	795				795
会計方針の変更を反映した当期首残高	△4,971	59,266	1,242	1,242	133	60,641
事業年度中の変動額						
新株の発行		5,438				5,438
剰余金の配当		△3,613				△3,613
特別償却準備金の取崩		-				-
当期純利益		9,799				9,799
自己株式の取得	△5	△5				△5
自己株式の処分	2,271	4,882				4,882
別途積立金の積立		-				-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			3,435	3,435	△76	3,359
事業年度中の変動額合計	2,265	16,501	3,435	3,435	△76	19,861
平成 27 年 3 月 31 日 残 高	△2,705	75,767	4,677	4,677	57	80,502

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

リゾートトラスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 淳	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 野 英 生	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近 藤 繁 紀	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リゾートトラスト株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リゾートトラスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

リゾートトラスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福井 淳	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡野 英生	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 繁紀	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リゾートトラスト株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用状況を最重要監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人（以下「取締役等」といいます）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧及び検証し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）を、取締役等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めることにより監視・検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び外部監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条）の（1）基本方針の概要及び（2）基本方針の実現に資する特別な取組みの概要、並びに（3）当社株式の大規模買付への対応策等については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社担当の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の経営管理の状況について報告や説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しては会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている「内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容」は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において代表取締役伊藤勝康から内部統制は「有効」である旨、また有限責任 あずさ監査法人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- 五 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）については、指摘すべき事項は認められません。また、同条第3号ロに定める各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

リゾートトラスト株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 谷 口 嘉 孝 ㊟

監査役（社外監査役） 相 羽 洋 一 ㊟

監査役（社外監査役） 赤 堀 聰 ㊟

(注) 監査役川瀬隆生は、平成27年5月11日に開催した監査役会に病気療養のため欠席しましたので、監査報告書に署名押印いたしておりません。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を勘案するとともに、平成26年7月25日に海外子会社を設立し、「ザ・カハラ・ホテル&リゾート」の運営も開始したことから、下記のとおり、海外事業展開記念配当3円を加えて、1株につき23円とさせていただきますと存じます。

なお、先に中間配当金として1株につき20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき43円となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円（うち、普通配当20円、海外事業展開記念配当3円）

総額 2,425,787,621円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分については、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能強化を図るとともに機動的な業務執行を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 非業務執行取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、また、適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役の責任限定契約の規定を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人 <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は20名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② (省略) ③ (省略) <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 監査等委員会 3 <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は25名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ② (現行どおり) ③ (現行どおり) <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 (省略)</p> <p>(取締役会規則) 第27条 (省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数) 第30条 当会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規則) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第38条～第41条 (省略)</p>	<p>第33条～第36条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）13名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（14名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）13名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いとう よしろう 伊藤 與朗 (昭和15年3月29日)	昭和48年4月 当社代表取締役社長 平成8年5月 同 CEO (最高経営責任者) (現任) 平成11年4月 同 代表取締役会長 (現任)	2,922,616 株
2	いとう かつやす 伊藤 勝康 (昭和18年6月28日)	昭和48年4月 当社常務取締役 昭和55年9月 同 専務取締役 平成5年7月 同 代表取締役副社長 平成8年5月 同 COO (最高執行責任者) (現任) 平成11年4月 同 代表取締役社長 (現任)	787,312株
3	たかなみ のりあき 高浪 宣昭 (昭和26年3月7日)	昭和58年6月 当社取締役 平成2年4月 同 常務取締役 同 会員制事業本部長 平成8年4月 同 専務取締役 平成17年3月 同 会員制事業本部長兼会員制事業本部大阪支社社長 平成19年7月 同 会員制事業本部長 平成26年4月 同 取締役副社長 (現任) 同 会員制本部長 (現任)	950,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	えばた ゆきひさ 江 幡 幸 久 (昭和22年1月7日)	平成 8 年 4 月 当社企画開発本部副本部長 平成 8 年 6 月 同 取締役 平成 9 年 6 月 同 開発本部長 平成 11 年 4 月 同 常務取締役 同 管理本部長 平成 15 年 10 月 同 業務部門兼関係会社管掌 平成 19 年 7 月 同 業務部門管掌 平成 21 年 6 月 同 専務取締役 平成 22 年 7 月 同 業務部門兼購買部門管掌 平成 26 年 4 月 同 取締役副社長 (現任) 同 業務部門管掌兼CCO (コンプライアンス 総責任者) (現任)	152,098株
5	かわさき のぶひこ 河 崎 信 彦 (昭和30年9月21日)	平成 2 年 6 月 当社取締役 平成 3 年 1 月 同 ホテルレストラン運営本部長 平成 8 年 4 月 同 常務取締役 平成 14 年 10 月 同 ホテルレストラン運営本部長兼シティホテ ルレストラン統括部長 平成 15 年 10 月 同 シティホテルレストラン事業本部長 平成 20 年 4 月 同 ホテルレストラン開発事業本部長 平成 21 年 4 月 同 ホテルレストラン事業本部長 平成 21 年 6 月 同 専務取締役 平成 26 年 4 月 同 取締役副社長 (現任) 同 ホテルレストラン本部長 (現任)	290,100株
6	いとう まさあき 伊 藤 正 昭 (昭和23年1月29日)	平成 11 年 4 月 当社開発本部長 平成 11 年 6 月 同 取締役 平成 15 年 10 月 同 開発部門管掌 平成 17 年 6 月 同 常務取締役 平成 18 年 1 月 同 開発部門兼購買部門管掌 平成 21 年 4 月 同 開発部門管掌 (現任) 平成 21 年 6 月 同 専務取締役 (現任)	46,602株
7	ふしみ おりよし 伏 見 有 貴 (昭和40年8月19日)	平成 15 年 10 月 当社経営企画室長 平成 17 年 6 月 同 取締役 平成 18 年 7 月 同 経営企画・広報部門管掌兼広報部長 平成 19 年 7 月 同 メディカル事業本部長 平成 25 年 6 月 同 常務取締役 平成 26 年 4 月 同 専務取締役 (現任) 同 メディカル本部長 (現任)	69,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	うちやま としひこ 内山 敏彦 (昭和22年8月4日)	平成 3 年10月 当社ホテルレストラン運営本部料理統轄部長 平成 4 年 6 月 同 取締役 平成15年10月 同 常務取締役 同 料理購買部門管掌 平成18年 1 月 同 料理飲料部門管掌 (現任) 平成26年 4 月 同 専務取締役 (現任)	135,130株
9	しんたに あつゆき 新谷 敦之 (昭和30年6月15日)	平成 9 年 4 月 当社会員制事業本部名古屋支社長 平成10年 6 月 同 取締役 平成11年 6 月 同 会員制事業本部東京支社長 平成15年10月 同 常務取締役 (現任) 平成24年11月 同 会員制事業本部東京支社長兼横浜支社長 平成26年 4 月 同 会員制本部副本部長兼東京支社長兼横浜支社長 (現任)	173,000株
10	いうち かつゆき 井内 克之 (昭和35年5月21日)	昭和58年 4 月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入 行 平成24年 4 月 同 執行役員 名古屋中央法人部 部長 平成25年 6 月 当社入社 平成25年 6 月 同 執行役員・業務部門副管掌兼業務部門業務 担当 平成26年 4 月 同 常務執行役員・業務部門副管掌兼業務部門 業務担当 平成26年 6 月 同 常務取締役 (現任) 同 業務部門副管掌 (現任)	5,000株
11	たかぎ なおし 高木 直 (昭和38年5月27日)	平成 9 年 4 月 当社会員制事業本部名古屋支社第一事業部長 平成15年 6 月 同 会員制事業本部名古屋支社長 平成17年 6 月 同 取締役 (現任) 平成26年 4 月 同 会員制本部名古屋支社長 (現任)	30,000株
12	かわぐち まさひろ 川口 眞弘 (昭和38年5月6日)	昭和59年 7 月 当社入社 平成19年 7 月 同 会員制事業本部大阪支社長 平成21年 4 月 同 執行役員・会員制事業本部大阪支社長 平成26年 4 月 同 執行役員・会員制本部大阪支社長 平成26年 6 月 同 取締役 (現任) 同 会員制本部大阪支社長 (現任)	100,064株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
13	おぎの しげとし 荻野 重利 (昭和33年7月5日)	昭和56年4月 当社入社 平成11年6月 同 会員制事業本部大阪支社長 平成16年3月 同 エクシブ事業本部 グランドエクシブ浜名湖総支配人 平成19年7月 同 執行役員・シティホテルレストラン事業本部 東京ベイコート倶楽部開業準備室長 平成20年4月 同 執行役員・シティホテルレストラン事業本部 ベイコート倶楽部事業部長兼東京ベイコート倶楽部総支配人 平成24年12月 同 執行役員・ホテルレストラン事業本部副事業本部長 平成26年4月 同 執行役員・ホテルレストラン本部副本部長 (現任)	61,072株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の重要な兼職の状況につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項(2)重要な兼職の状況」(18頁から19頁まで)をご参照ください。
3. 新任取締役候補者である荻野重利につきましては、重要な兼職先はございません。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	はやしど さとみ 林戸 里巳 (昭和23年1月7日)	平成2年4月 当社会員制事業本部名古屋支社長 平成2年6月 同 取締役 平成8年11月 同 会員制事業本部東京支社長 平成11年6月 同 会員制事業本部名古屋支社長 平成15年10月 同 常務取締役(現任) 同 エクシブ事業本部長 平成16年10月 同 リゾートホテル事業本部長 平成20年4月 同 メンバーズリゾートホテル事業本部長 平成21年4月 同 ゴルフ事業本部長 平成26年4月 同 会員制本部ゴルフ事業支社長(現任)	90,650株
2	たにくち よしたか 谷口 嘉孝 (昭和13年3月30日)	昭和33年7月 愛知県入庁 平成4年4月 同 豊田事務所長 平成8年4月 同 西三河事務所長 平成10年4月 愛知県森林公園協会専務理事 平成11年4月 財団法人愛知県公園協会専務理事 平成13年6月 名古屋競馬株式会社常勤監査役 平成16年6月 当社 常勤社外監査役(現任)	16,000株
3	あいば よういち 相羽 洋一 (昭和21年4月13日)	昭和54年4月 名古屋地方裁判所判事補 昭和57年4月 大津地方・家庭裁判所判事補 昭和60年4月 弁護士登録(名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会)所属) 大脇・鷲見合同法律事務所勤務(現 しるべ総合法律事務所) 平成2年4月 同事務所パートナー弁護士 平成15年6月 当社社外監査役(現任) 平成21年4月 同事務所 代表パートナー弁護士(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	あかほり さとし 赤堀 聰 (昭和19年6月11日)	昭和62年7月 名古屋中税務署勤務 昭和63年7月 名古屋国税局勤務 平成5年7月 岐阜北税務署副署長 平成13年7月 札幌北税務署長 平成14年7月 熱田税務署長 平成15年9月 税理士事務所開設 平成19年6月 マスプロ電工株式会社社外監査役(現任) 平成21年6月 当社社外監査役(現任)	0株
5	なかたに としひさ 中谷 敏久 (昭和37年3月10日)	昭和61年4月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 平成元年3月 公認会計士登録 平成24年6月 有限責任あずさ監査法人 退所 平成24年8月 税理士登録 平成24年10月 監査法人マーキュリー代表社員(現任) 平成26年6月 当社社外取締役(現任)	0株

- (注) 1. 林戸里巴氏、谷口嘉孝氏及び中谷敏久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、相羽洋一氏及び赤堀聰氏と当社との特別の利害関係につきましても、事業報告「4.会社役員に関する事項(4)社外役員に関する事項①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係」(20頁)をご参照下さい。
2. 谷口嘉孝氏、相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
- (1) 谷口嘉孝氏は、長年の行政実務により培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営・監査に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 相羽洋一氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験を当社の経営・監査に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 赤堀聰氏は、税理士としての専門的な知識・経験を当社の経営・監査に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (4) 中谷敏久氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験を当社の経営・監査に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 社外取締役候補者としての職務を遂行することができるかと判断する理由について
- (1) 谷口嘉孝氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記3. (1) 記載の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2) 相羽洋一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記3. (2) 記載の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 赤堀聰氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記3. (3) 記載の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (4) 中谷敏久氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記3. (4) 記載の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 当社は、谷口嘉孝氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

6. 相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏の重要な兼職の状況につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項 (2) 重要な兼職の状況」(18頁)をご参照ください。
7. 相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏が監査等委員である取締役になされたときには、期待された役割を十分に発揮できるよう各氏と責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
8. 中谷敏久氏が代表社員を務める監査法人マーキュリーは、アール・エフ・エス㈱から業務委託料を受けております。本年も業務委託料を受ける予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第33回定時株主総会において年額1,000百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1,200百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたしと存じます。

現在の取締役は14名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は13名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役川瀬隆生氏は監査役を任期満了により退任されます。つきましては、在任中の労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金贈呈規程」に基づき、当社所定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議に一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
かわせ たかお 川瀬 隆生	平成15年6月 当社 常勤監査役 平成27年3月 同 監査役（現任）

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第8号議案 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、平成25年6月27日開催の第40回定時株主総会において取締役及び監査役を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役及び監査役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を廃止し、監査等委員である取締役以外の取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠、及び監査等委員である取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠の内容は平成25年6月27日開催の第40回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

具体的には、第5号議案及び第6号議案としてご承認をお願いしております取締役の報酬限度額の枠内で、業績連動型株式報酬を、当社の監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、監査等委員である取締役以外の取締役については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任いただきたいと思います。

現時点において、本制度の対象となる取締役の員数は14名、監査役の員数は4名であります。第2号議案、第3号議案及び第4号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる監査等委員である取締役以外の取締役は13名、監査等委員である取締役は5

名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員（その上限は下記（2）のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社が定める役員株式給付規程に従い、業績達成度等に応じて当社の監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社の監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則としてその退任時となります。

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、平成26年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、及び当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく金員を拠出し、受益者要件を満たす監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役への交付を行うための株式の取得資金として、1,000百万円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を満たす監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役を受益者とする信託（以下「本信託」といいます。）を設定しております。本信託は当社が信託した金員を原資として当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに1,000百万円を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に對する株式の給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、1,000百万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式等の金額とします。）を控除した金額とします。

(3) 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に、当社役員株式給付規程により各事業年度において業績達成度等に応じて定まる配分原資額を、一定の株価（各株主総会開催日の直前1ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均値）で割り、定まったポイント数を役位に応じて付与します。かかる一事業年度当たりの配分原資額は、監査等委員である取締役以外の取締役に對しては197百万円、監査等委員で

ある取締役については3百万円を上限とし、当社役員株式給付規程の定めに従い、業績達成度等に応じて算定されます。なお、監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に付与される1ポイントは、下記(4)の株式給付に際し、当社1株に換算されます(但し、本議案の承認後において、ある取締役の確定ポイント数に相当する株式数が信託財産内の株式数を超過するときは、当社役員株式給付規程の定めに従い、当該取締役の確定ポイント数を当該超過数に相当するポイント数まで減じることとします)。

(4) 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に對する株式給付

当社の監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役が退任した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該取締役は、確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができるものとします。

(5) 本信託内の株式に係る議決権

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコンまたは携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>



- (2) 行使期限は、平成27年6月25日(木曜日)午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- (4) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネットに関する費用(プロバイダ接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。
(ご注意)
 - ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
 - ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
 - ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記(1)以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以上

